

農林水産部  
土木工事施工管理基準  
新旧対照表

(令和4年8月15日改正)

# 新 旧 対 照 表

改 正 後				現 行				備 考			
別表第1 直接測定による出来型管理 【森林整備保全事業編】				別表第1 直接測定による出来型管理 【森林整備保全事業編】							
3 一般 施工	1 共通 的工 種	32 現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。							
		33 抑止アンカー (緊張するアンカー)	削孔長 L	設計深さ以上	施工全数						
			削孔位置 d	100							
			削孔方向 θ	±2.5度							
		34 アンカー (緊張しないアンカー)	削孔長 L	設計深さ以上	施工全数						
			削孔位置 d	100							
			削孔方向 θ	(a)15 (b)40							
		35 鉄筋挿入工	削孔長 L	設計深さ以上	施工全数						
			削孔位置 d	100							
			削孔方向 θ	±2.5度							
		3 一般 施工	1 共通 的工 種	32 現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。					
				33 抑止アンカー (緊張するアンカー)	削孔長 L	設計深さ以上	施工全数				
					削孔位置 d	100					
削孔方向 θ	±2.5度										
34 アンカー (緊張しないアンカー)	削孔長 L			設計深さ以上	施工全数						
	削孔位置 d			100							
	削孔方向 θ			(a)15 (b)40							
				【新設】							
								工種追加			

# 新 旧 対 照 表

改 正 後				現 行				備 考
【森林土木工事共通】				【森林土木工事共通】				
管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		管 理 方 式		測 定 箇 所 標 準 図		
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		
塗装厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの		<p>塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>	塗装厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの		<p>塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>	
削孔位置、方向で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの		<p>アンカー工（緊張しないアンカー）は、ロープネット工の岩アンカー、アンカー付吊橋の岩アンカー等に適用する。</p>	削孔位置、方向で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの		<p>アンカー工（緊張しないアンカー）は、ロープネット工の岩アンカー、アンカー付吊橋の岩アンカー等に適用する。</p>	
削孔位置、方向で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの		<p><math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math></p>	【新設】				
								工種追加

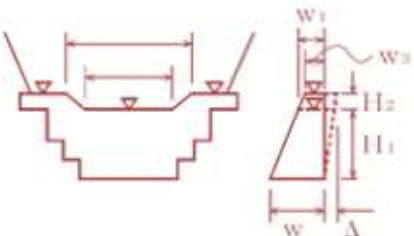

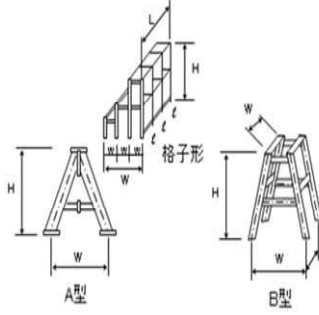
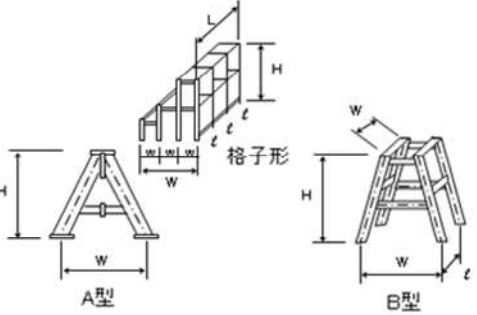
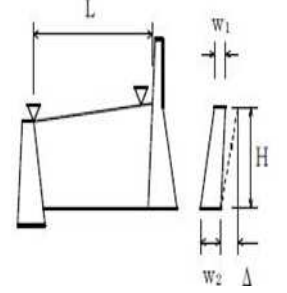
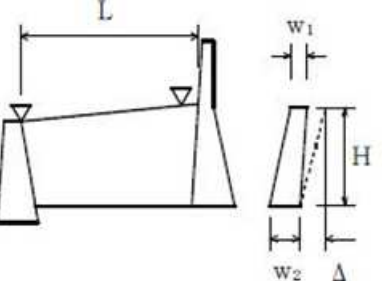
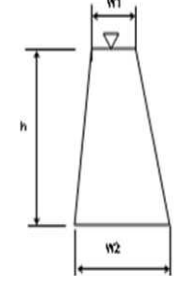
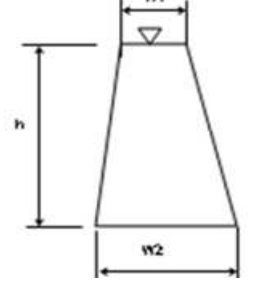
# 新 旧 対 照 表

改 正 後				現 行				備 考						
工 種		項 目	規格値(mm)	測 定 基 準		工 種		項 目	規格値(mm)	測 定 基 準				
8	1 法 面 工	1 1 かご工	基準高 ▽	±50	延長は全箇所 高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は、20m毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全個数の10%程度とする。		8	1 法 面 工	1 1 かご工	基準高 ▽	±50	延長は全箇所 高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 又、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は、20m毎に測定する。 なお、各個の寸法については、全個数の10%程度とする。		字句修正
			幅 (厚さ)	-50						幅 (厚さ)	-50			
			高さ h	-50						高さ h	-50			
			長さ ℓ	-200						長さ ℓ	-200			
	2	1 コンクリート 治山ダム本体工	基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図 (構造図、標準図模式図等) に表示してある箇所を測定。		2	1 コンクリート 治山ダム本体工	基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図 (構造図、標準図模式図等) に表示してある箇所を測定。			
			天端厚 w1 堤底厚 w2 袖天端厚 w3	-30					天端厚 w1 堤底厚 w2 袖天端厚 w3	-30				
			放水路上長 ℓ1 " 下長 ℓ2	±50					放水路上長 ℓ1 " 下長 ℓ2	±50				
			堤長 L1 堤底長 L2	-50					堤長 L1 堤底長 L2	-50				
			法勾配	±0.2分					法勾配	±0.2分				
		2 コンクリート 側壁工	基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定		2	2 コンクリート 側壁工	基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定			
			厚さ w1、w2	-30					厚さ w1、w2	-30				
			長さ L	-50					長さ L	-50				
法勾配			±0.2分	法勾配					±0.2分					
3 水叩工		基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定		3	3 水叩工	基準高 ▽	±30	図の表示箇所にて測定				
	幅 w	-30	幅 w					-30						
	厚さ t	-30	厚さ t					-30						
	延長 L	-50	延長 L					-50						

# 新 旧 対 照 表

改 正 後				現 行				備 考	
8 溪 間 工	3 鋼 製 治 山 ダ ム 工	1 鋼製ダム 本 体 工 (不透過型)	水 通 部	基準高 ▽	±50	鋼製ダム（枠工タイプ）は図面の表示箇所 で測定。 <u>ダブルウォール構造の場合は、堤高、袖高は+の規格値は適用しない。</u>		規格値の改正	
				長さ L1, L2	-50				
			袖 部	幅(厚さ) w1, w3	-50				
				法勾配	±0.2分				
			袖高 ▽	±50					
			幅(厚さ) W2	-50					
			法勾配	±0.2分					
		2 鋼製ダム本 体 工 (透過型)	堤 長	L	格子形	±50	(備考) 格子形：格子型鋼製ダム A型：鋼製スリットダム A型 B型：鋼製スリットダム B型		
				φ	格子形・B	±10			
			堤 幅	W	格子形	±30			
	w			格子形・ A・B	±10				
	高 さ		H	格子形・ A・B	±10				
	4 木製治山ダ ム 本 体 工	4 木製治山ダム 本 体 工	3 鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所 で測定。 2. ダブルウォール構造の 場合は、堤高、幅、袖高は+ の規格値は適用しない。			
				長 さ L	±100				
				幅 w1, w2	±50				
				下流側倒れ ∟	±0.02H				
			高 さ h	h < 3m	-50				
				h ≥ 3m	-100				
			基 準 高 ▽	±100	図面の表示箇所 で測定。断面、形状等 の変化点毎に測定する。				
			長 さ L	-50					
幅(厚さ) w	-50								
法 勾 配	±0.5分								
8 溪 間 工	3 鋼 製 治 山 ダ ム 工	1 鋼製ダム 本 体 工 (不透過型)	基準高 ▽	±50	鋼製ダム（枠工タイプ）は図面の表示箇所 で測定。 <b>【新設】</b>				
			長さ L1, L2	-50					
			幅(厚さ) w1, w3	-50					
			法勾配	±0.2分					
		2 鋼製ダム本 体 工 (透過型)	堤 長	L	格子形	±50	(備考) 格子形：格子型鋼製ダム A型：鋼製スリットダム A型 B型：鋼製スリットダム B型		
				φ	格子形・B	±10			
			堤 幅	W	格子形	±30			
				w	格子形・ A・B	±10			
			高 さ	H	格子形・ A・B	±10			
		4 木製治山ダ ム 本 体 工	4 木製治山ダム 本 体 工	3 鋼製側壁工	堤 高 ▽	±50	1. 図面に表示してある箇所 で測定。 2. ダブルウォール構造の 場合は、堤高、幅、袖高は+ の規格値は適用しない。		
長 さ L	±100								
幅 w1, w2	±50								
下流側倒れ ∟	±0.02H								
高 さ h	h < 3m			-50					
	h ≥ 3m			-100					
基 準 高 ▽	±100			図面の表示箇所 で測定。断面、形状等 の変化点毎に測定する。					
長 さ L	-50								
幅(厚さ) w	-50								
法 勾 配	±0.5分								

# 新 旧 対 照 表

改 正 後				現 行				備 考
【溪間・山腹工等】				【溪間・山腹工等】				規格値の改正
管 理 方 式		測定箇所標準図	摘 要	管 理 方 式		測定箇所標準図	摘 要	
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		
	構造図に朱記、併記困難なもの	基準高、長さ、幅、法勾配			構造図に朱記、併記困難なもの	基準高、長さ、幅、法勾配		
								
	構造図に朱記、併記困難なもの	堤長、堤幅、高さ			構造図に朱記、併記困難なもの	堤長、堤幅、高さ		
								
	構造図に朱記、併記困難なもの	堤長、長さ、幅、下流倒れ、高さ			構造図に朱記、併記困難なもの	堤長、長さ、幅、下流倒れ、高さ		
								
	構造図に朱記、併記困難なもの	基準高、長さ、幅、法勾配			構造図に朱記、併記困難なもの	基準高、長さ、幅、法勾配		
								


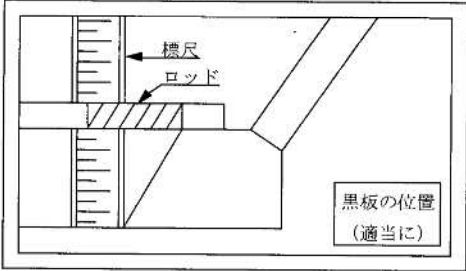

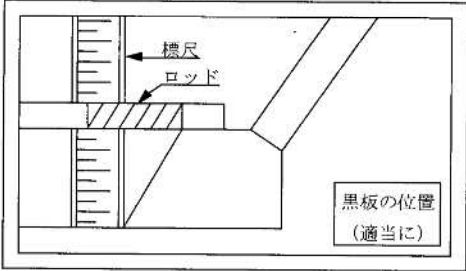
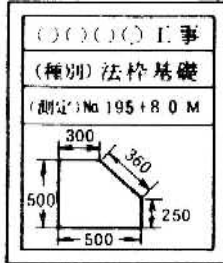
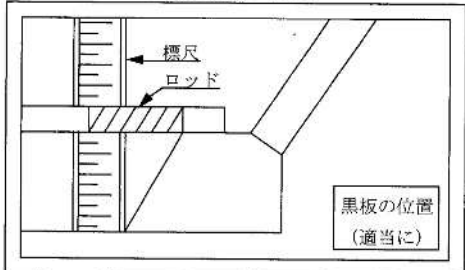
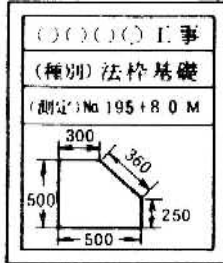
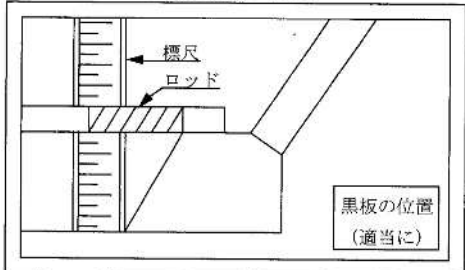

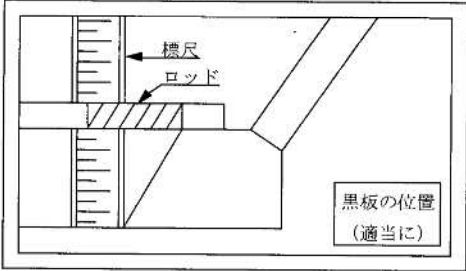
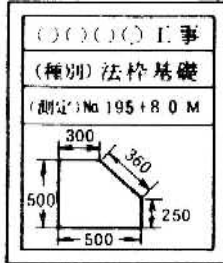
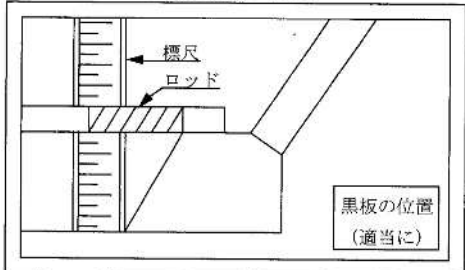
# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																																							
<p>撮影記録による出来形管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">撮 影 基 準</th> <th style="width: 50%;">撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 一 般</td> <td>                     1. 工事着手前及び完成後の全景                      (できるだけ同一位置から撮影する。)                      2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。                      3. 仮設関係について適宜撮影する。                      4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。                      5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。                      6. 工場製作状況について適宜撮影する。                      7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。                      8. その他必要に応じて適宜撮影する。                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.</td> <td> <del>塩化物含有量試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u>  <del>スランプ試験</del>  <del>圧縮強度試験</del>  <del>空気量測定</del> <u>品質に変化が見られた場合</u>  <del>曲げ強度試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u>  <del>ひび割れ調査</del> <u>対象構造物毎に1回</u>  <del>テストハンマーによる強度推定調査</del>  <del>コアによる強度試験</del> <u>品質に異常が認められた時</u> </td> <td> <del>試験実施状況について撮影する。</del>  <del>※圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるものとする。</del> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 掘 削</td> <td>                     施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。                      上記未满是2箇所撮影する。                 </td> <td>                     掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4. 盛 土</td> <td>                     上記と同一                 </td> <td>                     盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5. 石積 (張) ブロック積(張)</td> <td>                     施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。                      上記未满是2箇所撮影する。                 </td> <td>                     床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	1. 一 般	1. 工事着手前及び完成後の全景 (できるだけ同一位置から撮影する。) 2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。		2.	<del>塩化物含有量試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u> <del>スランプ試験</del> <del>圧縮強度試験</del> <del>空気量測定</del> <u>品質に変化が見られた場合</u> <del>曲げ強度試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u> <del>ひび割れ調査</del> <u>対象構造物毎に1回</u> <del>テストハンマーによる強度推定調査</del> <del>コアによる強度試験</del> <u>品質に異常が認められた時</u>	<del>試験実施状況について撮影する。</del> <del>※圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるものとする。</del>	3. 掘 削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。	4. 盛 土	上記と同一	盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。	5. 石積 (張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。	<p>撮影記録による出来形管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工 種</th> <th style="width: 40%;">撮 影 基 準</th> <th style="width: 50%;">撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 一 般</td> <td>                     1. 工事着手前及び完成後の全景                      (できるだけ同一位置から撮影する。)                      2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。                      3. 仮設関係について適宜撮影する。                      4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。                      5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。                      6. 工場製作状況について適宜撮影する。                      7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。                      8. その他必要に応じて適宜撮影する。                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 掘 削</td> <td>                     施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。                      上記未满是2箇所撮影する。                 </td> <td>                     掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 盛 土</td> <td>                     上記と同一                 </td> <td>                     盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4. 石積 (張) ブロック積(張)</td> <td>                     施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。                      上記未满是2箇所撮影する。                 </td> <td>                     床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5. 基 礎 杭 打 工</td> <td>                     20本に1箇所の割合で撮影する。                 </td> <td>                     偏心量, リバウンド量, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6. 矢 板 打 工</td> <td>                     施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。                      上記未满是2箇所撮影する。                 </td> <td>                     偏心量, その他必要箇所を撮影する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	1. 一 般	1. 工事着手前及び完成後の全景 (できるだけ同一位置から撮影する。) 2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。		2. 掘 削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。	3. 盛 土	上記と同一	盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。	4. 石積 (張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。	5. 基 礎 杭 打 工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量, リバウンド量, その他必要箇所を撮影する。	6. 矢 板 打 工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	偏心量, その他必要箇所を撮影する。	<p style="color: red;">項目の追加</p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p style="color: red;">字句修正</p> <p style="color: red;">字句修正</p>
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所																																							
1. 一 般	1. 工事着手前及び完成後の全景 (できるだけ同一位置から撮影する。) 2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。																																								
2.	<del>塩化物含有量試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u> <del>スランプ試験</del> <del>圧縮強度試験</del> <del>空気量測定</del> <u>品質に変化が見られた場合</u> <del>曲げ強度試験</del> <u>コンクリートの種類毎に1回</u> <del>ひび割れ調査</del> <u>対象構造物毎に1回</u> <del>テストハンマーによる強度推定調査</del> <del>コアによる強度試験</del> <u>品質に異常が認められた時</u>	<del>試験実施状況について撮影する。</del> <del>※圧縮強度試験については、試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるものとする。</del>																																							
3. 掘 削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。																																							
4. 盛 土	上記と同一	盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。																																							
5. 石積 (張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。																																							
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所																																							
1. 一 般	1. 工事着手前及び完成後の全景 (できるだけ同一位置から撮影する。) 2. 施工状況, 施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工関係で埋設される部分, 完成後明視できない部分などについては, 特に留意して撮影する。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。																																								
2. 掘 削	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅, 掘削深さ, 法長, 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。																																							
3. 盛 土	上記と同一	盛土幅, まさ出し厚さ, 転圧, 法長, 法面(芝), 法勾配, 排水側溝, その他必要箇所を撮影する。																																							
4. 石積 (張) ブロック積(張)	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘, 基礎関係, 裏込, その他必要箇所を撮影する。																																							
5. 基 礎 杭 打 工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量, リバウンド量, その他必要箇所を撮影する。																																							
6. 矢 板 打 工	施工延長おおむね40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	偏心量, その他必要箇所を撮影する。																																							
— 284 —	— 284 —																																								

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行									
<p style="color: red; font-weight: bold;">【削除】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">撮 影 方 法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">管 理 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	撮 影 方 法	管 理 方 法	<p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div>	<p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">【農業農村整備事業編】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">撮 影 方 法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">管 理 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	撮 影 方 法	管 理 方 法	<p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div>	<p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">字句修正 (P286～P309 同様に削除)</p>
撮 影 方 法	管 理 方 法									
<p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div>	<p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p>									
撮 影 方 法	管 理 方 法									
<p>1. 撮影箇所の確認，寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し，整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工種及び種別</p> <p>(3) 作業内容</p> <p>(4) 測 点</p> <p>(5) 設計数量・寸法</p> <p>(6) 実測数量・寸法</p> <p>(7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とする。</p> <p>なお，写真ファイルの記録形式はJPEGとし，有効画素数は，黒板の文字が確認できることを指標(100万画素程度)とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>黒板記入例</p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写真例(基礎の高さ)</p>  </div>	<p>1. 写真は施工の時期，工種，施工の順序が判定できるよう整理し，成果品(電子媒体含む)に編集する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し，寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p> <p>3. 工事写真の編集等については，富山県電子納品運用ガイドライン(案)「土木工事編」を参照すること。</p>									
- 285 -	- 285 -									



# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後			現 行			備 考		
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所			
1 共 通 工 事	6. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量, リバウンド量, その他必要箇所を撮影する。	1 共 通 工 事	7. オープンケーソン	構造の寸法標示箇所を1ロットごとに撮影する。	幅, 長さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	7. 矢板打工	施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	偏心量, その他必要箇所を撮影する。		8. コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工延長おおむね200~400㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	法面状況, 法勾配, 法長, 厚さ, ラス張, アンカー打込み, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	8. オープンケーソン	構造の寸法標示箇所を1ロットごとに撮影する。	幅, 長さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。		9. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	幅, 厚さ, 転圧, 粒径, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	9. コンクリート吹付工 モルタル吹付工	施工延長おおむね200~400㎡につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	法面状況, 法勾配, 法長, 厚さ, ラス張, アンカー打込み, その他必要箇所を撮影する。		10. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎, 側溝, 管渠, 横断構造物, RC橋, コンクリート擁壁, その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀, 基礎, 幅, 厚さ, 配筋, 高さ, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	10. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	幅, 厚さ, 転圧, 粒径, その他必要箇所を撮影する。		11. 精度を要するもの、分水工計量部 ゲート戸当部, 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	11. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎, 側溝, 管渠, 横断構造物, RC橋, コンクリート擁壁, その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね40~80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床堀, 基礎, 幅, 厚さ, 配筋, 高さ, その他必要箇所を撮影する。		12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	U字溝布設, その他必要な箇所を撮影する。	字句修正
	12. 精度を要するもの、分水工計量部 ゲート戸当部, 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 配筋, その他必要箇所を撮影する。		13. 土水路	施工延長おおむね200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は, 1~2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 法勾配, その他必要箇所を撮影する。	字句修正
	13. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	U字溝布設, その他必要な箇所を撮影する。					字句修正
	14. 土水路	施工延長おおむね200~400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は, 1~2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅, 厚さ, 高さ, 法勾配, その他必要箇所を撮影する。					字句修正

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後			現 行			備 考			
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所				
1 共 通 工 事	15. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、平均間隔、その他必要箇所を撮影する。	1 共 通 工 事	14. 鉄筋組立	1 スパン（1 打設ブロック）ごとに撮影する。	字句修正  字句修正		
	16. 抑止アンカー（緊張するアンカー）	各孔毎に削孔深さを全数撮影する。	削孔長は全数、配置状況、方向などその他必要箇所を撮影する。		15. 抑止アンカー（緊張するアンカー）	各孔毎に削孔深さを全数撮影する。		削孔長は全数、配置状況、方向などその他必要箇所を撮影する。	
	アンカー（緊張しないアンカー）	同上	同上		アンカー（緊張しないアンカー）	同上		同上	
2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね1ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	表土厚を撮影する。	2 ほ 場 整 備 工 事	1. 表土扱い	おおむね1ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。		字句修正  字句修正	
	2. 基盤造成 表土整地	上記と同一	基盤面、表土埋戻し後を撮影する。		2. 基盤造成 表土整地	上記と同一			基盤面、表土埋戻し後を撮影する。
	3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未满是 2 箇所撮影する。	幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。		3. 畦畔復旧	施工延長おおむね200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未满是 2 箇所撮影する。			幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	4. 道路工（砂利道）	幹線道路は、50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は、200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。		4. 道路工（砂利道）	幹線道路は、50～100mにつき 1 箇所の割合で、支線道路は、200～400mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	まき出し厚、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。		
3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	おおむね1ha当たり 2～3箇所撮影するほか、つぼ掘は2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。	3 農 用 地 造 成 工 事	1. 耕起深耕	おおむね1ha当たり 2～3箇所撮影するほか、つぼ掘は2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	字句修正  字句修正		
	2. テラス（階段畑）	テラス延長100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。上記未满是 2 箇所撮影する。	幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。		2. テラス（階段畑）	テラス延長100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。上記未满是 2 箇所撮影する。			幅、耕起幅、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	3. 道路工（耕作道）	施工延長おおむね100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。		3. 道路工（耕作道）	施工延長おおむね100～200mにつき 1 箇所の割合で撮影する。		幅、厚さ、法勾配、側溝幅を撮影する。	
	4. 土壌改良	おおむね2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。		4. 土壌改良	おおむね2ha当たり 1 箇所の割合で撮影する。		サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。	
	5. 改良山成	測定点2～3箇所につき 1 箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。		5. 改良山成	測定点2～3箇所につき 1 箇所の割合で撮影する。		基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。	

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行					備 考
品質管理					品質管理					
7. アンカー関係					7. アンカー関係					
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	
1	抑止アンカー工事	適正試験	グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	施工数量の5%かつ3本以上。初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	1	抑止アンカー工事	適正試験	グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	施工数量の5%かつ3本以上。初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	
		確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	多サイクル確認試験分に用いたアンカーを除くすべてのアンカー 初期荷重は、計画最大試験荷重の約0.1倍とし、計画最大試験荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。			確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	多サイクル確認試験分に用いたアンカーを除くすべてのアンカー 初期荷重は、計画最大試験荷重の約0.1倍とし、計画最大試験荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	
2	アンカー工事	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	2回(午前・午後) / 日	2	アンカー工事	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	2回(午前・午後) / 日	
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。	
		ロックボルトの引張試験	設計図書による	全本数の5% ただし3本以上			ロックボルトの引張試験	設計図書による	全本数の5% ただし3本以上	
3	ロックボルト工事	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	1) 施工開始前に1回 2) 施工中はトンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更あるごとに1回	3	ロックボルト工事	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	1) 施工開始前に1回 2) 施工中はトンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更あるごとに1回	
		モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更あるごとに1回			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更あるごとに1回	
		ロックボルトの引張試験	設計図書による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50m毎に実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)			ロックボルトの引張試験	設計図書による	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50m毎に実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)	
4	鉄筋挿入工	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	材料入荷時	4	鉄筋挿入工	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	材料入荷時	
		外観検査	目視 寸法計測	材料入荷時			外観検査	目視 寸法計測	材料入荷時	
		圧縮強度試験	JIS A 1108	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)			圧縮強度試験	JIS A 1108	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)	
		定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	
		適合性試験	地山補強土法設計 ・施工マニュアル	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			適合性試験	地山補強土法設計 ・施工マニュアル	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	
		受入れ試験	地山補強土法設計 ・施工マニュアル	施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 載荷サイクルは1サイクルとする。			受入れ試験	地山補強土法設計 ・施工マニュアル	施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 載荷サイクルは1サイクルとする。	
										【新設】

項目の追加

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規 格 値</th> <th style="width: 33%;">管 理 方 式</th> <th style="width: 34%;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> <td rowspan="2">グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。</td> <td rowspan="2">所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。</td> </tr> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td rowspan="2">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td rowspan="2">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td></td> <td>(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。</td> </tr> <tr> <td><u>設計図書による</u></td> <td rowspan="6"><u>地山補強土工法設計・施工マニュアルによる</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>設計図書による</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>9～22秒</u></td> <td><u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u></td> </tr> <tr> <td><u>設計図書による。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>設計図書による。</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	設計荷重にたいして十分に安全であること。	グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。	所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。	設計荷重にたいして十分に安全であること。	設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる		設計図書による	設計荷重にたいして十分に安全であること。			設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる		設計図書による	設計図書による		(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。	<u>設計図書による</u>	<u>地山補強土工法設計・施工マニュアルによる</u>		<u>設計図書による</u>			<u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u>	<u>9～22秒</u>	<u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u>	<u>設計図書による。</u>		<u>設計図書による。</u>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">規 格 値</th> <th style="width: 33%;">管 理 方 式</th> <th style="width: 34%;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> <td rowspan="2">グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。</td> <td rowspan="2">所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。</td> </tr> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td rowspan="2">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td>設計荷重にたいして十分に安全であること。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td rowspan="2">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td></td> <td>(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>【新設】</u></td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	設計荷重にたいして十分に安全であること。	グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。	所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。	設計荷重にたいして十分に安全であること。	設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる		設計図書による	設計荷重にたいして十分に安全であること。			設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる		設計図書による	設計図書による		(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。	<u>【新設】</u>			<p style="color: red;">項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																																																										
設計荷重にたいして十分に安全であること。	グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。	所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。																																																										
設計荷重にたいして十分に安全であること。																																																												
設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる																																																											
設計図書による																																																												
設計荷重にたいして十分に安全であること。																																																												
設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる																																																											
設計図書による																																																												
設計図書による		(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。																																																										
<u>設計図書による</u>	<u>地山補強土工法設計・施工マニュアルによる</u>																																																											
<u>設計図書による</u>																																																												
		<u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u>																																																										
<u>9～22秒</u>		<u>定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合</u>																																																										
<u>設計図書による。</u>																																																												
<u>設計図書による。</u>																																																												
規 格 値	管 理 方 式	処 置																																																										
設計荷重にたいして十分に安全であること。	グラウンドアンカー設計施工基準，同解説による。	所定の規格値が得られない場合は原因を究明し適切な処置をとること。																																																										
設計荷重にたいして十分に安全であること。																																																												
設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる																																																											
設計図書による																																																												
設計荷重にたいして十分に安全であること。																																																												
設計図書による	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる																																																											
設計図書による																																																												
設計図書による		(参考資料)ロックボルト引抜試験の(4)試験後のボルトの処置参照のこと。																																																										
<u>【新設】</u>																																																												
- 349 -	- 349 -																																																											

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後				現 行	備 考	
<u>8. 法面工関係</u>				<u>【新設】</u>	項目の追加	
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法			試験(測定)基準
1)	材	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」			骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。
吹付工	材	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021			工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。
(JISマーク表示されたレディミックストコンクリートを使用する場合は除く)		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021			
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105			工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。
		モルタルの圧縮強度 よる砂の試験	JIS A 1142			試料となる砂の上部における溶液の色が標準色より濃い場合。
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「アルカリ骨材反応抑制対策について」</td> <td style="text-align: center;">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td style="text-align: center;">詳細は、H15.7.8付け企用第431号アルカリ骨材反応抑制対策について（通知）による。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書による</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     絶乾密度：2.5以上                      細骨材の吸水率：3.5%以上                      粗骨材の吸水率：3.0%以下                      （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）                 </td> <td></td> <td style="text-align: center;">                     JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石）                      JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）                      JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）                      JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）                      JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）                      JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     粗骨材                      砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）                      スラグ粗骨材 5.0%以下                      それ以外（砂利等） 1.0%以下                      細骨材                      砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）                      スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）                      それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）                 </td> <td></td> <td style="text-align: center;">                     濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧縮強度の90%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	詳細は、H15.7.8付け企用第431号アルカリ骨材反応抑制対策について（通知）による。	設計図書による			絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以上 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			圧縮強度の90%以上			細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下						<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																											
「アルカリ骨材反応抑制対策について」	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	詳細は、H15.7.8付け企用第431号アルカリ骨材反応抑制対策について（通知）による。																											
設計図書による																													
絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以上 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）																											
粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による																											
標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。																													
圧縮強度の90%以上																													
細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下																													

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行	備 考
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	【新設】	項目の追加
1  吹 付 工	材料 (JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地 が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地 が変わった場合。		
		セメントの物理試 験	JIS A 5201	工事開始前、工事中1回/月以上		
		ポルトランドセメン トの化学分析	JIS A 5202			
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上 水道水以外の水 の場合：JIS A 5308附属書C  回収水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質 が変わった場合。		
スト コン クリ ート	製造 (プラ ント) (JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	2回/日以上		
		粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	1回/日以上		
		計量設備の計量精度		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		



# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後			現 行	備 考																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td rowspan="8" style="vertical-align: top;">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5211 (高炉セメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5212 (シリカセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5214 (エコセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5211 (高炉セメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5212 (シリカセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5213 (フライアッシュセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5214 (エコセメント)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td></td> <td>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td></td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td></td> <td>レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。</td> </tr> <tr> <td>水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内</td> <td></td> <td>レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は対象外</td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)		JIS R 5211 (高炉セメント)		JIS R 5212 (シリカセメント)		JIS R 5213 (フライアッシュセメント)		JIS R 5214 (エコセメント)		JIS R 5210 (ポルトランドセメント)		JIS R 5211 (高炉セメント)		JIS R 5212 (シリカセメント)		JIS R 5213 (フライアッシュセメント)		JIS R 5214 (エコセメント)		懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	設計図書による		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は対象外			<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																																								
細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。																																								
JIS R 5210 (ポルトランドセメント)																																										
JIS R 5211 (高炉セメント)																																										
JIS R 5212 (シリカセメント)																																										
JIS R 5213 (フライアッシュセメント)																																										
JIS R 5214 (エコセメント)																																										
JIS R 5210 (ポルトランドセメント)																																										
JIS R 5211 (高炉セメント)																																										
JIS R 5212 (シリカセメント)																																										
JIS R 5213 (フライアッシュセメント)																																										
JIS R 5214 (エコセメント)																																										
懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。																																								
塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。																																								
設計図書による		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。																																								
水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は対象外																																								



# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行	備 考
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	【新設】	項目の追加
1)	吹付工	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： <u>JIS A 1119</u> <u>JIS A 8603-1</u> <u>JIS A 8603-2</u>  連続ミキサの場合： <u>土木学会基準</u> <u>JSCE-I</u> <u>502-2013</u>	工事開始前及び工事中1回/年以上		
施工		塩化物総量規制	「 <u>コンクリートの耐久性向上</u> 」	<u>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。</u>		

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>原則0.3kg/m<sup>3</sup> 以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	<p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定</p>	<p>コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>	<p>原則0.3kg/m<sup>3</sup> 以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>	<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置												
<p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定</p>												
<p>コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>												
<p>原則0.3kg/m<sup>3</sup> 以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」（JSCE-C502、503）または設計図書の規定により行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>												

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行	備 考
1  吹 付 工	施 工	試験(測定)項目 <u>スランプ試験 (モルタル除く)</u>	試 験 方 法 <u>JIS A 1101</u>	試 験 (測 定) 基 準 <u>荷卸し時 1回/日以上、150m3ごとに1回、及び荷卸し 時に品質変化が認められたとき。</u>	<b>【新設】</b>	項目の追加
		<u>コンクリートの圧縮 強度試験</u>	<u>JIS A 1108 土木学会規準 ISCE F561-2013</u>	<u>吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠 に工事で使用するのと同じコンクリート(モ ルタル)を吹付け、現場で28日間養生し、直 径50mmのコア切りキャッピングを行う。 原則として1回に3本とする。</u>		
		<u>空気量測定</u>	<u>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</u>	<u>・荷卸し時 1回/日以上、150m3ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められたとき。</u>		
		<u>コアによる強度試 験</u>	<u>JIS A 1107</u>	<u>品質に異常が認められた場合に行う。</u>		

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後			現 行	備 考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: small;"> <u>スランプ5cm以上8cm未満：</u>  <u>許容差±1.5cm</u>  <u>スランプ8cm以上18cm以下：</u>  <u>許容差±2.5cm</u> </td> <td style="font-size: small;"> <u>セメント・コンクリートの</u>  <u>品質管理基準に準ずる</u> </td> <td style="font-size: small;"> <u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u>  <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u>  <u>は1工種1回以上の試験、又</u>  <u>はレディーミクストコンクリ</u>  <u>ート工場の 品質証明書等の</u>  <u>みとすることができる。1工</u>  <u>種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以</u>  <u>上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回</u>  <u>の試験を行う。</u>  <u>※小規模工種については、塩</u>  <u>化物総量規制の項目を参照</u> </td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;"> <u>±1.5% (許容差)</u> </td> <td></td> <td style="font-size: small;"> <u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u>  <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u>  <u>は1工種1回以上の試験、又</u>  <u>はレディーミクストコンクリ</u>  <u>ート工場の品質証明書等のみ</u>  <u>とすることができる。1工種</u>  <u>当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上</u>  <u>の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の</u>  <u>試験を行う。</u>  <u>※小規模工種については、塩</u>  <u>化物総量規制の項目を参照</u> </td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;"> <u>設計図書による</u> </td> <td></td> <td style="font-size: small;"> <u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u>  <u>りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の</u>  <u>場合は1工種1回以上の試</u>  <u>験、又はレディーミクス</u>  <u>トコンクリート工場の品質</u>  <u>証明書等のみとすることが</u>  <u>できる。1工種当たりの総</u>  <u>使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、</u>  <u>50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う</u>  <u>※小規模工種については、</u>  <u>スランプ試験の項目を参照</u> </td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	<u>スランプ5cm以上8cm未満：</u> <u>許容差±1.5cm</u> <u>スランプ8cm以上18cm以下：</u> <u>許容差±2.5cm</u>	<u>セメント・コンクリートの</u> <u>品質管理基準に準ずる</u>	<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u> <u>は1工種1回以上の試験、又</u> <u>はレディーミクストコンクリ</u> <u>ート工場の 品質証明書等の</u> <u>みとすることができる。1工</u> <u>種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以</u> <u>上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回</u> <u>の試験を行う。</u> <u>※小規模工種については、塩</u> <u>化物総量規制の項目を参照</u>	<u>±1.5% (許容差)</u>		<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u> <u>は1工種1回以上の試験、又</u> <u>はレディーミクストコンクリ</u> <u>ート工場の品質証明書等のみ</u> <u>とすることができる。1工種</u> <u>当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上</u> <u>の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の</u> <u>試験を行う。</u> <u>※小規模工種については、塩</u> <u>化物総量規制の項目を参照</u>	<u>設計図書による</u>		<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の</u> <u>場合は1工種1回以上の試</u> <u>験、又はレディーミクス</u> <u>トコンクリート工場の品質</u> <u>証明書等のみとすることが</u> <u>できる。1工種当たりの総</u> <u>使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、</u> <u>50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う</u> <u>※小規模工種については、</u> <u>スランプ試験の項目を参照</u>			<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置														
<u>スランプ5cm以上8cm未満：</u> <u>許容差±1.5cm</u> <u>スランプ8cm以上18cm以下：</u> <u>許容差±2.5cm</u>	<u>セメント・コンクリートの</u> <u>品質管理基準に準ずる</u>	<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u> <u>は1工種1回以上の試験、又</u> <u>はレディーミクストコンクリ</u> <u>ート工場の 品質証明書等の</u> <u>みとすることができる。1工</u> <u>種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以</u> <u>上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回</u> <u>の試験を行う。</u> <u>※小規模工種については、塩</u> <u>化物総量規制の項目を参照</u>														
<u>±1.5% (許容差)</u>		<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合</u> <u>は1工種1回以上の試験、又</u> <u>はレディーミクストコンクリ</u> <u>ート工場の品質証明書等のみ</u> <u>とすることができる。1工種</u> <u>当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上</u> <u>の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の</u> <u>試験を行う。</u> <u>※小規模工種については、塩</u> <u>化物総量規制の項目を参照</u>														
<u>設計図書による</u>		<u>・小規模工種<sup>*</sup>で1工種当</u> <u>りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の</u> <u>場合は1工種1回以上の試</u> <u>験、又はレディーミクス</u> <u>トコンクリート工場の品質</u> <u>証明書等のみとすることが</u> <u>できる。1工種当たりの総</u> <u>使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、</u> <u>50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う</u> <u>※小規模工種については、</u> <u>スランプ試験の項目を参照</u>														

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行	備 考
工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	【新設】	項目の追加
2  現 場 吹 付 法 枠 工	材	アルカリ骨材反応 対策	「アルカリ骨材 反応抑制対策につ いて」	骨材試験を行う場合は、 <u>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。</u>		
	材	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
	材	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021			
	材	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		
	材	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		
	材	モルタルの圧縮強度 よる砂の試験	JIS A 1142	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色より濃い場合。		
	材	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)					

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」</td> <td rowspan="2">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td>詳細は、H15.7.8付け企用第431号7別骨材反応抑制対策について（通知）による。</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     絶乾密度：2.5以上                      細骨材の吸水率：3.5%以上                      粗骨材の吸水率：3.0%以下                      （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）                 </td> <td></td> <td>                     JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石）                      JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）                      JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）                      JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）                      JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）                      JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）                 </td> </tr> <tr> <td>                     粗骨材                      砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定表欄率が58%以上の場合は5.0%以下）                      スラグ粗骨材 5.0%以下                      それ以外（砂利等） 1.0%以下                      細骨材                      砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）                      スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）                      それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）                 </td> <td></td> <td>濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による</td> </tr> <tr> <td>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>圧縮強度の90%以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	詳細は、H15.7.8付け企用第431号7別骨材反応抑制対策について（通知）による。	設計図書による		絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以上 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定表欄率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			圧縮強度の90%以上			細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																							
「アルカリ骨材反応抑制対策について」	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	詳細は、H15.7.8付け企用第431号7別骨材反応抑制対策について（通知）による。																							
設計図書による																									
絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以上 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）																							
粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定表欄率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）		濃い場合は、JIS A 1142「有純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による																							
標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。																									
圧縮強度の90%以上																									
細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下																									

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後				現 行	備 考
2   現 場 吹 付 法 構 造	除く 材料 (JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は)	試験(測定)項目	試 験 方 法	試 験 (測 定) 基 準	項目の追加
		硫酸ナトリウムに よる骨材の安定性 試験	JIS A 1122 JIS A 5005	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地 が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地 が変わった場合。	
		セメントの物理試 験	JIS A 5201	工事開始前、工事中1回/月以上	
		ポルトランドセメン トの化学分析	JIS A 5202		
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上 水道水以外の水 の場合：JIS A 5308附属書C  回収水の場合： JIS A 5308附属書C	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質 が変わった場合。	
	製造 (プラ ント) (JIS マーク 表示 され たレ ディ ミク スト コン クリ ート を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	細骨材の表面水率 試験	JIS A 1111	2回/日以上	
		粗骨材の表面水率 試験	JIS A 1125	1回/日以上	
		計量設備の計量精度		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	

【新設】

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> </tr> <tr> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td></td> <td>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td></td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> </tr> <tr> <td>設計図書による</td> <td></td> <td>レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。</td> </tr> <tr> <td>水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内</td> <td></td> <td>レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	設計図書による		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																								
細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。																								
JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)																										
JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)																										
懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。																								
塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。																								
設計図書による		レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。																								
水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。																								





# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の 品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函きょ工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計図書による</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>・参考値：18N/mm<sup>2</sup>以上（材令28日） ・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p> </td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	<p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>	<p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の 品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函きょ工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>	<p>設計図書による</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・参考値：18N/mm<sup>2</sup>以上（材令28日） ・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>	<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置												
<p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup>未満の場合 は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>												
<p>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量 50m<sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の 品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函きょ工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特別仕様書で指定された工種）</p>												
<p>設計図書による</p>	<p>セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</p>	<p>・参考値：18N/mm<sup>2</sup>以上（材令28日） ・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</p>												

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後					現 行	備 考
2	施 工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	【新設】	項目の追加
現 場 吹 付 法 枠 工	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。			
	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	設計図書による。			
	コアによる強度試験	JIS A 1107	品質に異常が認められた場合に行う。			

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後			現 行	備 考															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">管 理 方 式</th> <th style="text-align: center;">処 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td style="vertical-align: top;">セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる</td> <td style="vertical-align: top;">                     ・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う                      骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JSCE-C502、503)または設計図書の規定により行う。                      ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">±1.5% (許容差)</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">                     ・小規模工種<sup>※</sup>で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う                      ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">引抜き耐力の80%程度以上。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">設計図書による。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規 格 値	管 理 方 式	処 置	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	・小規模工種 <sup>※</sup> で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JSCE-C502、503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	±1.5% (許容差)		・小規模工種 <sup>※</sup> で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	引抜き耐力の80%程度以上。			設計図書による。					<p>【新設】</p>	<p>項目の追加</p>
規 格 値	管 理 方 式	処 置																	
原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	セメント・コンクリートの品質管理基準に準ずる	・小規模工種 <sup>※</sup> で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JSCE-C502、503)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照																	
±1.5% (許容差)		・小規模工種 <sup>※</sup> で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照																	
引抜き耐力の80%程度以上。																			
設計図書による。																			